

1. 大阪府救急告示医療機関の事務手続き等 について

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 救急告示医療機関の認定 | P 2 |
| (2) 救急業務協力体制の変更等 | P 2 |
| (3) システムの概要 | P 3 |
| (4) 配付端末の注意事項等 | P 3 |
| (5) 応需情報の入力 | P 4 |
| (6) 救急搬送患者の報告 | P 5 |
| (7) 受入実績の評価基準 | P 6 |
| (8) 説明会等の参加 | P 7 |
| (9) 問い合わせの窓口 | P 8 |

(1) 救急告示医療機関の認定

- ・ 救急告示医療機関の認定期間は **3年間** です。
- ・ 当該年度中に更新の期限を迎える救急告示医療機関には、**5月～6月頃**に、更新対象である旨の通知を送付します。更新手続きを忘れることのないよう注意してください。

⇒資料『6_1救急告示認定等に係る事務手続きについて（2）令和5年度の更新スケジュール』参照



(2) 救急業務協力体制の変更等

- ・ 認定後、救急業務協力申出の内容に変更が生じた場合や、停電や院内クラスター等で救急患者の受入れを一時的に停止する場合は、各種届出が必要です。
- ・ 詳細は、「大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」で様式をダウンロードし、確認してください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>)



(3) システムの概要

・救急告示医療機関は、認定基準により、システムに参画することが義務付けられています。

➡「大阪府救急・災害医療情報システム」：応需情報の入力等

➡「大阪府情報収集システム（ORION）」：救急搬送患者報告

⇒資料『2. 救急・災害に関する大阪府のシステム（1）システム全体の概要について』参照



(4) 配付端末の注意事項等

・大阪府では、救急告示医療機関の認定を受けた医療機関（精神科単科の救急告示医療機関を除く）に対し、タブレット端末を配付しています。

⇒資料『2. 救急・災害に関する大阪府のシステム（2）配付端末の注意事項等について』参照



(5) 応需情報の入力

・ 救急告示医療機関は、「大阪府救急・災害医療情報システム」により、1日2回以上、応需情報の入力を行う必要があります。

(注 1日2回の入力は、報奨金算定のための最低ラインであり、
応需状況等の変化に応じて、随時入力してください)

・ 救急告示医療機関の認定基準であると同時に、要件を満たす入力については、システム入力に係る報奨金の対象となります。

⇒資料『2. 救急・災害に関する大阪府のシステム (3) 「大阪府救急・災害医療情報システム」について エ 応需情報入力』参照

大阪府救急・災害医療情報システム



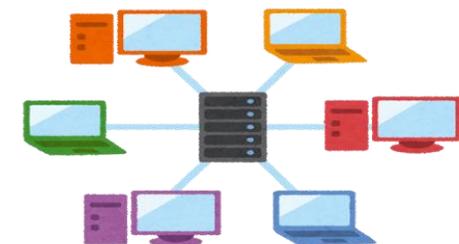
(6) 救急搬送患者の報告

- ・ 救急告示医療機関は、「大阪府情報収集システム (ORION)」により、救急車で自院に搬送された全ての事案について、事後に患者情報を入力する必要があります。
 - ・ 救急告示医療機関の認定基準であると同時に、要件を満たす入力については、システム入力に係る報奨金の対象となります。
 - ・ また、搬送困難症例として大阪府が定める事案について要件を満たす入力を行った場合は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金の対象となります。
- (注 要件を問わず、全ての事案について入力が必要です。入力された情報は、救急医療体制向上等のための分析・検証に利用します。)

⇒資料『2. 救急・災害に関する大阪府のシステム (4) 「大阪府情報収集システム (ORION)」について ウ 救急搬送患者の報告方法』参照

ORION

Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system



(7) 受入実績の評価基準

・救急告示医療機関（※）は、認定基準に定める受入実績を満たす必要があります。受入実績の基準を満たさない医療機関は、更新することができません。

（※ 三次のみ又は精神科単科の救急告示医療機関を除く。）

⇒大阪府救急告示医療機関認定マニュアル（二次救急告示医療機関用）参照
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>

以下の評価基準のいずれかを満たす必要があります。

<評価基準Ⅰ>

医療機関の所在地を管轄する消防機関からの**時間外**救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上であること

<評価基準Ⅱ>

医療機関の所在地を管轄する消防機関及び**所在地の周辺地域**を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（**全時間帯**）が合わせて3ヶ月で30件以上であること

- ※ 非通年・輪番制のみで認定を受ける医療機関は、上記の1／2の件数（端数切捨）とする。
- ※ 「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする。



(8) 説明会等の参加

- ・ 救急告示医療機関は、府が別に指定する説明会等に、毎年度1回以上、参加する必要があります。
- ・ 説明会等への参加は、救急告示医療機関の認定基準であるため、認定更新の際に受講状況を確認します。
- ・ 大阪府主催の説明会・研修会・訓練等については、その都度、「大阪府救急・災害医療情報システム」の「お知らせ」欄への掲載や、一斉送信メール等で案内しますので、内容を御確認のうえ、積極的に御参加ください。

<大阪府主催の説明会>

大阪府救急・災害医療情報システムに係る説明会

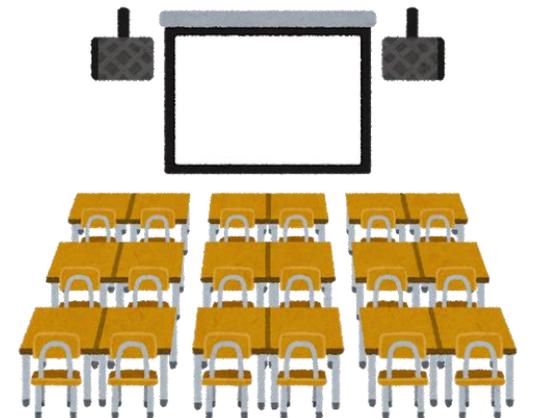
<他の主催者の例>

大阪府医師会等各種団体・各種学会・各医療機関（自院を含む） 等

<他の主催者による研修会等の例>

ICLS講習会・ACLS研修会・BLS研修会 等

※ 各地区医師会で実施される研修会は、市民向けの研修会であるため対象外。



(9) 問い合わせの窓口

- 各システムの操作方法・配付端末の不具合について

NTTデータヘルプデスク TEL : 0120-24-9980

(システムの操作方法は平日9時～17時30分対応可、配付端末の不具合は24時間365日対応可)

- 救急告示の認定、「大阪府救急・災害医療情報システム及びORION」の運用等について

大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ

TEL : 06-6944-9168 (直通) (平日9時～18時対応可)

- 「大阪府医療機関情報システム」の運用等について

大阪府保健医療企画課 計画推進グループ

TEL : 06-6944-6028 (直通) (平日9時～18時対応可)

- 府内消防機関向け救急患者の一時的な受入停止等の通知について

大阪府救急医療情報センター事務局

(受付は24時間365日可、様式のダウンロードはP2を参照)

TEL : 06-6344-9893 FAX : 06-6455-3742 (対応は平日9時～17時可)

